龍谷大学 国際社会文化研究所 紀要

第19号 2017年6月

Society and Culture

Journal of the Socio-Cultural Research Institute, Ryukoku University

Vol.19 2017.6

I 共同研究

研究課題:移民統合政策と外国人看護師の定着の課題 ーUnited Kingdom の事例にもとづく日本へのインプ	リケー	ションー	-
Determinants of the Migrant's Decision to Stay or Leave the Curre Family-related Factors in the Case of Philippine-Educated Nurses (PENs) in Scotland, UK and Kansai Area, Japan		RLOS	Ç
研究課題:外国語学習における留学効果についての実証研究 ー語用力習得の観点からー			
Directions of Research on Teaching Pragmatics in Elementary School Foreign Language Activities · · · · · Shoichi M Juli	IATSUN an CHA		31
研究課題:東アジア古代文化交流の調査研究 ー山東地方の仏教文化を中心にしてー			
山东境内北朝时期的丈八佛	··徐	光辉	43
インド・中国・日本浄土教における 阿弥陀仏信仰と浄土観の思想的展開		満也	65
佛教文化南来说与北来说 ——兼述青州与吴越地区佛教文化的关系—— ···································	·· 林 庄	玉海 明军	77
山东威海地区佛教寺院初探	· 刘	晓燕	89

研究課題:平久保正男と日英基軍人の和解活動に関する総合的研究

日英元軍人による戦後和解活動の展開 ——ビルマ作戦同志会 (BCFG) の結成——・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
Research on social remembering and intercultural understanding : Situating Anglo-Japanese reconciliation in the late 1990's · · · · · · · Kyoko MURAKAMI	121
研究課題:日英語の叙法構造分析	
A Contrastive Study of the English and the Japanese Modality Systems Ken-Ichi KADOOKA	133
機能文法に基づく日本語モダリティの分類 ——その理論的基礎と今後の課題—— ・ 福田 一雄	149
研究課題:サービス・ラーニングの長期的影響	
日本におけるサービス・ラーニングの展開 (8)	167
日本におけるサービス・ラーニングの展開 (9) —活動先選択型の奉仕体験活動が及ぼす影響—	179
日本におけるサービス・ラーニングの展開(10) 一高校時代のボランティア活動経験類型からみた大学生の態度や行動――… 山田 一隆 富川 拓 大東 貢生	189

日本におけるサービス・ラーニングの展開(11)		
東日本大震災におけるボランティア活動経験者の意識や態度「大学生のボランティア活動に関する調査」より 柴田山田 富川	拓	207
個人研究		
「良いコミュニスト」をつくる ——1920年代のイギリス共産党教育課程を中心に—— 瀧口	順也	223
言語ナショナリズムの系譜 ——中欧多民族国家ハプスブルクの言語問題—— 脇田	博文	237

I

I 共同研究

移民統合政策と外国人看護師の定着の課題 -United Kingdom の事例にもとづく日本へのインプリケーション-

Migrant Integration Policies and the Retention of Overseas-Educated Nurses (OENs):

The Case of UK and Its Implications on Japan

東アジア古代文化交流の調査研究 ー山東地方の仏教文化を中心にしてー

Cultural Studies of Ancient East Asia: Focusing on Buddhism Culture in Shandong Region

日英語の叙法構造分析

A Systemic Analysis of Mood Structures of Japanese and English

サービス・ラーニングの長期的影響

The Long-term Effects of Service-learning

Ⅱ 個 人 研 究

『国際社会文化研究所紀要』執筆要領

(論文資料等の共通書式)

- 1. 『国際社会文化研究所紀要』に発表する「論文」「研究資料」「研究ノート」「書評」等(以下 「論文資料等」という。) は、いずれも他に未発表のものに限る。
- 2. 「論文」は、原則として 20,000 字とする。 「研究資料」「研究ノート」は、原則として 12,000 字とする。 「書評」は、原則として 6,000 字とする。
- 3. 和文の論文資料等には、必ず英文タイトル・英文アブストラクトを添付するものとする。和文 以外の論文資料等には、必ず英文・和文双方のタイトルとアブストラクトを添付するものとす る。
- 4. 論文資料等は、ワープロ原稿とし、プリントアウトしたものと、電子媒体によるデータを添付することとする。また、別に定める表紙(様式 4)の添付を必要とする。
- 5. 論文資料等の掲載内容は、タイトル、執筆者名、アブストラクト、本文とする。

(指定研究)

- 6. 指定研究プロジェクトは、
 - ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
 - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
 - ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
 - ア. 研究期間3年目の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1) に,「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
 - イ、研究期間3年目の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。
 - ④代表者・共同研究者は、研究期間2年目・3年目に、論文資料等を提出することができる。 提出期限は毎年9月末までとする。

(共同研究)

- 7. 共同研究プロジェクトは、
 - ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
 - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
 - ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
 - ア. 研究期間最終年の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式 1) に,「叢書出版の希望有」と記載した場合。「提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
 - イ. 研究期間最終年の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。

④研究期間2年の研究プロジェクトの代表者・共同研究者は、研究期間2年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は9月末までとする。

(個人研究)

- 8. 個人研究プロジェクトは.
 - ①代表者は、研究期間中、3月末までに「研究経過報告書|(様式2)を提出すること。
 - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
 - ③代表者は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
 - ア. 「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式 1) に,「叢書出版の希望有」 と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
 - イ. 研究期間の9月末までに「国際社会文化研究所叢書出版意思表明書」(様式3) を提出した場合。

(その他)

- 9. 指定研究・共同研究については、共同研究者以外の研究者が国際社会文化研究所運営会議(以下「運営会議」という。)の議を経て論文資料等の執筆に加わることができる。個人研究についても、同じく運営会議の議を経て他の研究者が論文資料等の執筆に加わることができる。
- 10. 論文資料等の掲載順序は運営会議で決定する。
- 11. 運営会議で掲載が不適切と判断した論文資料等は、掲載しないことがある。
- 12. 掲載論文資料等については、1件につき50部の抜刷を無償で提供する。50部を越える抜刷を 希望する場合は、執筆者が超過分の実費を支払うこととする。
- 13. 掲載論文資料等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文資料等を電子化により公開することについては、複製権(注1)及び公衆送信権(注2)の行使を国際社会文化研究所に委託するものとする。但し、電子化による公開については、執筆者の許諾を得た上で行うものとする。
 - 注1 複製権:著作物を有形的に再製することに関する権利
 - 注2 公衆送信権:著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利
- 14. 本要領に定めのない事項については、運営会議にて議する。
- 15. 本要領は2016 (平成28) 年4月26日から適用する。

以 上

附則 1998 (平成 10) 年 6 月17日運営会議決定 附則 2003 (平成 15) 年 1 月16日運営会議改正 附則 2006 (平成 18) 年 4 月26日運営会議改正 附則 2009 (平成 21) 年 3 月 2 日運営会議改正 附則 2010 (平成 22) 年 3 月10日運営会議改正 附則 2016 (平成 28) 年 7 月19日運営会議改正

国際社会文化研究所紀要 第19号

平成29年6月30日発行

編集·発行 龍谷大学国際社会文化研究所 所 長 佐藤 彰男

〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5 TEL 077-543-7742

印刷協和印刷株式会社